

■承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例)

【要旨】

指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の24第3項の規定により、厚生労働省令で定める基準に基づき、条例で定めることとされています。

この度、平成30年1月18日付で公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）及び平成30年3月22日付で公布された介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正され、同年4月1日から施行されることになりました。

このため、四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【主な改正内容】

項目	内容
1. （基本方針） 第2条	○ 障害福祉制度の相談員との密接な連携 ・ ケアマネジャー等と障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めることを明確化。
2. （内容及び手続の説明 及び同意） 第5条	○ 公正中立なケアマネジメントの確保 ・ 利用者や家族に対し、指定介護予防サービス事業所について複数の事業所を紹介することを求めることができることを説明を義務付ける。 ○ 入院時における医療機関との連携促進 ・ ケアマネジャーは、利用者に対して入院時に担当のケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へ伝えるよう依頼することを義務付ける。

3. (指定介護予防支援の 具体的取扱方針) 第 31 条	○平時からの医療機関との連携促進 ① 介護予防サービス事業所等から情報提供された口腔機能に関する問題や服薬状況等、ケアマネジャーから主治医等に必要な情報伝達を行う事を義務付ける。 ② 医療サービスを受けることに意見を求めた主治医に対してケアプランを交付することを義務付ける。
--	--

【補足事項】

○用語の意味

・指定介護予防支援

市町村の指定を受けた者が行う指定介護予防支援（地域包括支援センター）。

・介護支援専門員（ケアマネジャー）

要支援者等からの相談に応じ、要支援者等の心身の状況等に応じた適切なサービスを利用できるよう、サービスを提供する事業者との連絡調整等を行う者。

○介護予防支援の主な業務内容

介護予防支援とは、在宅の要支援 1 及び 2 についての介護予防のケアマネジメント。要支援者が介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業及び介護予防に資する保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう地域包括支援センターのケアマネジャー等がケアプランを作成するとともに、計画に基づくサービス提供が確保されるように事業者等と連絡調整を行う。

【施行期日】

平成 30 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり